

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：食料産業局食品製造課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		【品名】無糖ココア調製品（チョコレート製造用） 【制度名】関税割当制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和3年3月31日まで」とされているものを1年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
1806.20	210	無糖ココア調製品 (チョコレート製造用)	25%	無税	×	25%	無税	×	21.3%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和3年4月1日 ○適用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>無糖ココア調製品が使われるチョコレートの生産量は、近年、チョコレート（カカオ）の効果、効能のイメージ定着で、健康ブームの流れに乗り、ビター系（ダークチョコレート）を中心に需要を押し上げ、増加傾向にあった。しかし、直近年では需要の伸びは落ち着いている。</p> <p>本品目については、チョコレート製造業者に対し、一定数量の範囲内で無税による安価な輸入ココア調製品（粉乳が主体）の供給を確保する一方、一定数量を超えた分については高税率を適用することにより、国産粉乳の需要を確保し国内の酪農業を保護している。</p> <p>② 問題点</p> <p>国産チョコレートが輸入チョコレートと価格面で対抗できるよう、原料コストを引き下げる必要があるが、粉乳には依然として内外価格差が存在している。チョコレートの製品関税が、日米交渉により昭和63年4月に大幅に引き下げられた中（20%→10%）、原料コストを引き下げないとチョコレートの製品輸入が増加し国内生産が減退する可能性があり、国産粉乳の仕向先が失われることにも繋がる。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>国産粉乳が割高な状況では、用途を限定して無糖ココア調製品に関税割当を適用することにより原料コストの低減を図るとともに、国産粉乳の実需者を確保する必要がある。</p>								

② 改正目的達成予定時期

令和2年3月に「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」が示されており、適切に当該関連措置を実施しているところであるが、牛乳乳製品の国内生産は構造改革の途上にあるため、安価な輸入品に対して十分な国際競争力が確保されるまで、引き続き本制度が必要である。

改正の効果と妥当性

① 改正によって期待される効果

一定数量の範囲内でチョコレート製造業者に対し、無税での原料の供給が確保されることで国産チョコレートが輸入品に影響されず安定的に生産されるとともに、一定数量を超えた分については高税率を適用することにより国産粉乳の実需者を確保し国内酪農業を保護することができる。

[令和元年度における「減税額」(試算値)]

(無糖ココア調製品)

- ・ 輸入実績：6.9千トン、2,888百万円
- ・ 減税額：2,888百万円×(21.3%－0%)＝615百万円
- ・ 関税割当てを受けた者の数：21
- ・ 1次税率の無糖ココア調製品の粉乳分と国産粉乳との抱き合わせプール価格

平成29年度	平成30年度	令和元年度
566円/kg	571円/kg	549円/kg

- ・ 2次税率の無糖ココア調製品の粉乳価格

平成29年度	平成30年度	令和元年度
664円/kg	664円/kg	678円/kg

- ・ チョコレート製造における国産粉乳使用量

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生産量(t)	9,866	9,623	10,297
チョコレート生地向け粉乳量(t)	5,657	5,379	5,448

② 改正によって生じうる影響

特になし。

③ 改正の妥当性

国産粉乳の実需者を確保する一方、チョコレート製造業者に対して安価な原料の供給を確保し、輸入製品に対する国際競争力を強化するためには、本制度の維持が最も効率的である。

政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。</p> <p>【農業競争力強化プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・ 13 牛乳・乳製品の流通等の改革 <p>④ 関連措置</p> <p>【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置。 ・ 酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度。 ・ 上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置
-----------	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	無糖ココア調製品の関税割当制度は、昭和 63 年度に導入されて以来、現在まで延長されている。
措置による効果	「改正の効果と妥当性」と同じ。